

八王子市高齢者ボランティア・ポイント制度実施要綱

平成20年7月1日施行

令和3年12月1日改正

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する地域支援事業における一般介護予防事業として、高齢者ボランティア・ポイント制度(以下「本制度」という。)の必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励、かつ支援し、ボランティア活動並びにより良いボランティア活動へとつながる自己啓発活動及び健康保持活動を通じて高齢者自らの介護予防及び生きがいづくりの促進を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)登録者

市内在住の65歳以上の者のうち、本制度に登録した者をいう。

(2)受入機関

次に掲げる施設・団体のうち、市長が指定したものをいう。

- ア 介護保険施設
- イ 市内の地域包括支援センター
- ウ 市の施設
- エ 非営利な活動を実施する地域団体
- オ その他、受入機関として認められるもの

(3)ボランティア活動

受入機関において登録者が実施する次に掲げる内容のことをいう。

- ア レクリエーション等の指導、参加支援
- イ 受入機関の催事に関する手伝い
- ウ 散歩、外出、屋内移動の補助
- エ 話し相手・傾聴
- オ お茶出し、食堂内での配膳・下膳等の補助
- カ 受入機関で行う軽微かつ補助的な作業
- キ 地域包括支援センターの実施する活動
- ク その他、ボランティア活動として認められる活動

(4)自己啓発活動等

登録者が実施する次に掲げる内容のうち、市が指定したものをいう。

- ア 健康診断受診

イ 市、八王子市社会福祉協議会、八王子市高齢者活動コーディネートセンター及び
その他施設・団体が主催する、ボランティアに資する研修・講座等

(本制度への登録)

第4条 市長は、令和6年度末時点の登録者に令和7年度活動に使用する手帳(ゆめおりスタンプ帳)を1冊交付する。ただし、令和6年度末時点で八王子てくてくポイント事業(以下「てくポ」という。)に登録のある者には手帳を交付しない。

- 2 市長は、前項但し書きの規定にかかわらず、受入機関でのボランティア活動のうち、てくポのボランティア活動ポイント及び地域活動参加ポイントが付与されない活動を実施することを希望する旨申し出た登録者に対して手帳を交付する。
- 3 登録の取消しを希望する登録者は、八王子市高齢者ボランティア登録取消し届出書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を取消することができる。なお、登録者の登録を取消したときは、八王子市高齢者ボランティア登録取消し通知書(第3号様式)により通知するものとする。

- (1)調査により登録要件を満たしていないことが判明した者
- (2)明らかな非行行為が認められ、指導に従わない者
- (3)その他活動が困難な者

(受入機関の指定等)

第5条 高齢者のみで住居を構える場所(以下「居宅」という。)において登録者の援助を受けようとする場合は、居宅に居住する者が市長に申し出ることよりこれを受入機関に含める。

- 2 前項に規定する援助とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)居宅内での話し相手・傾聴、囲碁・将棋などの相手、本の朗読など
- (2)非営利な活動として実施する居宅から高齢者向けサロン、市や町会・自治会のイベントなどへの外出の同行
- (3)その他、ボランティア活動に必要と認められるもの

- 3 令和6年度までに市長による指定を受けた受入機関(居宅を除く。)が指定を受けた内容の変更又は指定の取消しを希望する場合は、八王子市高齢者ボランティア活動受入機関指定内容変更・指定取消し申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
ただし、受入機関が、八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱」第10条または第11条の規定に基づく申請を行う際、受入機関として指定されている旨を明示した場合においては、当該申請が本項の申請を兼ねるものとみなす。

- 4 市長は、受入機関(居宅を除く。)の指定内容を承認したときは、八王子市高齢者ボランティア活動受入機関指定内容変更通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、受入機関(居宅を除く。)で法令の遵守等に違反する行為が認められた場合には、その指定を取消することができる。
- 6 市長は、受入機関(居宅を除く。)の指定を取消したときは、八王子市高齢者ボランティア活動受入機関指定取消し決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(ボランティア活動の承認)

第6条 受入機関は、登録者が令和7年度までにボランティア活動を行った場合は、その旨を確認し、次の各号に基づいて活動承認スタンプを手帳に押印するものとする。ただし、登録者がてくぽにも登録されている場合はスタンプを押印しない。

- (1)活動承認スタンプは、おおむね1時間につき1個とする。
- (2)活動承認スタンプは、1日最大2個までとし、1日において2時間以上、又は2か所以上で高齢者ボランティア活動を行った場合も、これを超えないものとする。
- (3)活動承認スタンプの印影は、別に定めるものとする。

2 前項但し書きの規定にかかわらず、受入機関でのボランティア活動のうち、てくぽのボランティア活動ポイント及び地域活動参加ポイントが付与されない活動に対しては、前項本文のとおり活動承認スタンプを手帳に押印する。

(自己啓発活動等の承認)

第7条 市長は、登録者の自己啓発活動等を確認した場合は、次の各号に基づいて活動承認スタンプを手帳に押印するものとする。ただし、健康診断受診については、受入機関も受診を確認のうえ、活動承認スタンプを手帳に押印できるものとする。

- (1)自己啓発活動等における活動承認スタンプは、原則1時間につき1個、2時間を超える研修・講座及び健康診断受診については2個とする。
- (2)自己啓発活動等における活動承認スタンプは、(1)に関わらず合計で各年度4個を上限とする。

(評価ポイントの付与等)

第8条 市長は、手帳に押印された活動承認スタンプ数に応じて評価ポイントを付与するものとする。なお、評価ポイントの付与基準は、別表1のとおりとする。

- 2 登録者が、活動期間中に手帳を紛失した場合は、新たな手帳を交付するものとし、それまでの活動承認スタンプは押印しないものとする。ただし、受入機関でボランティア活動の実態が書面等で確認できる場合は、紛失した手帳に押印されていた活動承認スタンプを押印できるものとする。
- 3 活動承認スタンプ及び評価ポイントを、翌年度以降に繰り越し、又は第三者に譲渡することはできない。ただし、令和6年度の末日において、活動承認スタンプ数が評価ポイントの付与基準に満たない場合、令和7年度に1回限り繰り越すことができる。

(評価ポイントの転換)

第9条 各年度の評価ポイントは、高齢者ボランティア活動評価ポイント交付金及び八王子夢パック(以下「交付金等」という。)に転換して交付することができるものとし、その算定基準は別表2のとおりとする。

- 2 次の各号に該当する登録者については、登録要件を満たす期間内の活動承認スタンプに限り、交付金等を交付することができるものとする。
 - (1)登録の取消しを希望する者

(2)市長が登録の取消しをした者

(3)活動年度中に一時的に登録要件を満たさなくなった者

- 3 交付金等の交付を受けようとする者又は活動承認スタンプ数の繰り越しを受けようとする登録者は、八王子市高齢者ボランティア活動報告書(第9号様式)に手帳を添えて、市長にボランティア活動の報告を行うものとする。
- 4 登録者は、第3項の報告をそれぞれの手帳が交付された年度の翌年度の4月1日から4月30日までの間(以下「報告期間」という。)に行わなければならない。報告期間中に報告がなかったときは、評価ポイントを転換する権利は消滅するものとする。ただし、登録者が報告期間を通して入院等のため必要な手続きができなかった場合は、報告期間外であっても評価ポイントを転換することができるものとする。
- 5 市長は、第3項の報告を行った登録者(以下「報告者」という。)の合意に基づき、当該報告者の介護保険料の納付状況を調査し、未納又は滞納がある場合は、交付金等を交付することができない。
- 6 評価ポイントの転換及び交付金等の交付は、令和7年度の活動に対する交付をもって終了する。

(業務委託)

第10条 市長は、本制度の実施にあたり、必要な業務を委託することができる。

(委任事項)

第11条 この要綱に規定するもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱による様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱による様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱による様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱による様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱による様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって終了する。

別表1－1 評価ポイントの付与基準(令和6年度活動分)

スタンプ数	付与する評価ポイント
10個から19個まで	10ポイント
20個から29個まで	20ポイント
30個から39個まで	30ポイント
40個から49個まで	40ポイント
50個から59個まで	50ポイント
60個以上	60ポイント

別表1－2 評価ポイントの付与基準(令和7年度活動分)

スタンプ数	付与する評価ポイント
10個から19個まで	10ポイント
20個から29個まで	20ポイント
30個から39個まで	30ポイント
40個から49個まで	40ポイント
50個以上	50ポイント

別表2-1 高齢者ボランティア活動評価ポイント交付金及び八王子夢パックの算定基準(令和6年度活動分)

評価 ポイント	高齢者ボランティア活動評価ポイント転換交付金及び八王子夢パック		
	交付金	八王子夢パック	
		共通利用券	高尾山パック
10ポイント	1,000円	6枚	1枚
20ポイント	2,000円	11枚	2枚
30ポイント	3,000円	17枚	3枚
40ポイント	4,000円	22枚	4枚
50ポイント	5,000円	28枚	5枚
60ポイント	金5,000円及び共通利用券6枚または高尾山パック1枚		
		共通利用券33枚または高尾山パック6枚	

別表2-2 高齢者ボランティア活動評価ポイント交付金の算定基準(令和7年度活動分)

評価 ポイント	交付金
10ポイント	1,000円
20ポイント	2,000円
30ポイント	3,000円
40ポイント	4,000円
50ポイント	5,000円